

資料3 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

1 学校運営協議会の概要

1 学校運営協議会の設置

- 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、学校をコミュニティ・スクールに指定し、学校の運営に関して協議する機関として学校運営協議会を置くことができる。（地教行法第47条の5第1項）

2 学校運営協議会のしくみ

- 教育委員会から任命された保護者や地域の住民などが、一定の権限と責任を持って、学校運営の基本方針を承認したり、意見を述べたりすることを通じて、学校の様々な活動に参画する。（同条第2項～第4項）

（参考）学校評議員の概要

1 学校評議員の設置

- 小学校には、教育委員会の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。（学校教育法施行規則第49条第1項）

2 学校評議員の任務

- 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。（同条第2項）

2 「学校評議員」と「学校運営協議会」の比較

項目	学校評議員	学校運営協議会
特徴	校長の求めに応じ、学校運営に関し、意見を述べる。	校長及び教育委員会が行う学校運営や教職員人事に一定の権限をもって関与する合議制の機関。
任命等	校長の推薦により、 <u>教育委員会が委嘱。</u>	教育委員会が定める規則に基づいて <u>教育委員会が任命。</u>
任務	校長の求めに応じ、 <u>個人として意見を述べる。</u> （学校運営に関して何らかの拘束力や制約のある決定などを行うものではない。）	校長及び教育委員会が行う <u>学校運営や教職員人事について関与する。</u> ① 校長が作成する <u>学校運営の基本</u> 的な方針について承認。 ② <u>当該学校の職員の採用その他の人事について意見。</u>